

18 監査公表第 19 号

平成 18 年 6 月 30 日付で提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 7 日

福岡市監査委員	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

氏名 児嶋 研二 氏 外 7 名

(2) 請求日

平成 18 年 6 月 30 日

(3) 住民監査請求の要旨

添付のパンフレット 2 点は本来、オリンピック招致という市の事業について、市民に必要なかつ正確な情報を伝えることで、市民の理解を深め、市民が適正な判断をなすうることを目的に作成、発行されるものである。しかし、実際に発行されているパンフレットは市民に必要な情報の提供がなされておらず、かつ、提供されている情報は不正確である。このようなパンフレットの作成・発行に要した費用の支出は、公益性を欠き、公金の支出として不当であり、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない」と定める地方財政法第 4 条 1 項に違反する違法支出である。

以下の点について、事実と異なる、または、不正確な情報（事実の一部のみを意図的に掲載すること）により、市民に誤解を与える記載がなされている。

市民の最も大きな関心である「なぜ、福岡市で五輪を行わなければならないのか」について。

「Q & A」には、主語が不明の「将来的にはオリンピックの招致も考えていたところですよ。」という記載があり、昨年初めにそれまで誰も聞いたことのない五輪招致を進めることが公表された。しかし、五輪招致決定にいたる経過について全く記載されていない。

福岡市民の関心は短期間のイベントではなく、市の財政問題や市民生活における福祉問題など生活に関することであり、最近のメディアによる世論調査は、

いずれも3分の2が五輪招致反対という結果となっている。

添付資料

福岡市での五輪開催は、現在の国際オリンピック委員会（IOC）の開催基準からすると極めて困難であると考えられるにもかかわらず、パンフレット、「Q & A」には実現見込みや困難を解決する方策、それが市に与える影響などが全く記載されていない。IOCプレス委員の竹内浩氏は、昨年9月、福岡市における講演の中で「現状の五輪は大規模なものになっている。小規模都市の開催は難しい」ということを繰り返し述べており、この講演のなかで規模縮小をIOCが目指しているとは一言もいっていない。すなわち、IOCが主張する「コンパクトな五輪開催」について、コンパクトとは「選手村と競技施設が近い」という意味であり、「Q & A」には、「コンパクトな五輪」＝「小規模な五輪」と意図的に曲解して記載している。そのため市民が誤解を招く内容になっている。長野五輪、大阪市の開催計画や、今回福岡市と招致を争っている東京都でさえも「コンパクトな五輪」を招致計画で打ち出している。

市民への影響について、過去の五輪における市民への負担増に関する記載が意図的に記載されていない。「Q & A」では「維持管理費の増加は最小限にとどめます。」と記載しているが、積算の資料となる数字は総額だけで、維持管理費についての根拠となる数字は公表されていない。札幌市は、市負担が年間百億円と試算している。

また、五輪開催で、「雇用や市民所得も増加します。」と記載しているが、これまで五輪開催で直接雇用や市民所得が増加した例はない。

添付資料 昨年10月に福岡市職員が長野市役所を訪問して入手した「長野県冬季オリンピック白書」

また、IOCの竹田会長も、「人類にとってオリンピックとは」という文章の中で「オリンピックの開催は、開催都市並びに開催国に財政問題、環境問題、大会終了後における競技施設の維持・管理を含めた後利用問題等、大きな難問を残していることも残念ながら事実である」と述べている。

IOCの抱える現在のオリンピックの重要課題は、テロ対策とドーピング対策とされている。ところが、福岡市はテロ対策について警備費の積算すら行っていない。アテネ五輪では、アメリカの特殊部隊も展開して警備費が1400億円以上かかっているが福岡市は、この警備費の市民負担について国や県の支出であるとして全く記載せず意図的に隠している。

福岡市は平成16年5月に「福岡市新・基本計画」（第8次福岡市基本計画）を発表した。これは市民参加により2年がかりで策定したものであるが、「須崎ふ頭再開発」については全く触れられておらず五輪招致により突然提案された。

添付資料 「福岡市新・基本計画」

福岡市における市が関与したウォーターフロント開発といわれるもので当初の計画通り成功した例はほとんどない。バブル前で比較的うまくいったといわ

れる百道浜の埋立も、オフィスの空き率が高いため、すでに建設されたビルも当初計画より階数の低いビルになり、2期工事は10年以上凍結されたままである。「Q & A」の百道浜の写真にある芝生の空き地は凍結された2期工事用の土地である。

ほかにも、博多港開発の子会社西福岡マリーナの破綻、マリゾンの破綻、ベイサイドプレイス（サンピア博多）の破綻などバブル以降、ウォーターフロント開発での破綻や当初計画の変更が相次いでいる。

パンフレット、「Q & A」では、五輪の選手村、放送センターなどは五輪後、住宅や商業施設として、分譲賃貸するとしているが、ユニバーシアード後の選手村として使用したマンション販売の不振、福岡市内の事務所の空室率が年々上昇していること、百道地区の2期工事の凍結などの事実を隠して「民間による事業化は可能」と根拠もなく記載している。福岡市の関与した民間主導の再開発は、福岡市では博多リバレインの破綻、博多港開発への税金の投入など、当初計画では「民間による事業化は可能」と主張していたが破綻した例が相次いでいる。人工島の博多港開発の事業についても当初福岡市は「市税を使わない独立採算事業」と市民にパンフレットで説明していながら、600億円以上の市税が投入されている。これまでの人工島事業の3セクへの市税投入の総額については市民に明らかになされていない。

添付資料 福岡市発行「アイランドシティなんでもQ & A」

財政問題について、

福岡市の財政について、市の現状は「財政健全化した」のではなく「財政健全化を目標にしている」にすぎない。パンフレットや「Q & A」のなかであげている事実は、「一年毎の市債支出額が減少している」グラフと、「民間調査機関に対価を払って行われた市債への評価が上がった」こと、全く根拠のない「10年後に市債残高が減少する」という希望的観測のグラフの3点をもって、「福岡市の財政が健全化している」かのような混乱を市民に与えている。

添付資料 週刊文春「猪瀬コラム」

パンフレットや「Q & A」では、市債残高も一般会計のみを取り上げ、総務省が発表した企業特別会計も含めた実質公債費比率22%で政令市最下位という重要な事実も明らかにしていない。

今後、人工島や地下鉄七隈線の市債返還が確実に増加するにもかかわらず、地下鉄利用者数も計画の半分も届かず、人工島の土地売却も計画通り進まないなどの財政の重要な問題があるにもかかわらず、様々なデータのうち意図的に一部の都合の良いデータをのみを市民に示している。

特に、昨年はじめより福岡市長の博多港開発(株)の銀行融資の債務保証文書問題や、マリノア地区での特定業者への優遇問題が市議会で取り上げられた時期に今回の五輪招致問題が突如提起されていたことより、長期的な福岡市政の計画のなかで十分に検討されて五輪招致が出されたものではないことは明らかである。

以上のような点で、なぜ今、福岡市が五輪招致を行わなければならないのが、市民に対して全く説明責任が果たされておらず 本来の福岡市政の重要課題への対策があいまいなままで、強引に進める五輪招致に対する市民からの批判の声が高まっている。

このようなパンフレットや「Q & A」の作成・発行に要した費用の支出は、公金の支出として不当であり、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない」と定める地方財政法第4条1項に違反する違法支出である。

よって監査委員は、福岡市長に対して、公金支出の決裁権者、公金支出手続を行った担当職員らに、支出した148万8900円について損害賠償を求めるなど、の損害を補填するための措置を講じるよう勧告することを求めるものである

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(「福岡市職員措置請求書」の原文のまま記載)

(4) 事実証明書

事実証明書として次の書類又は書類の写しが添えられていた。

ア 福岡市職員措置請求書の末尾に記載されているもの

2006年3月10日付け西日本新聞記事，TNCテレビ西日本，KBC九州朝日放送の調査結果

平成17年10月に福岡市職員が長野市役所を訪問して入手した「長野県冬季オリンピック白書」 長野県地方自治研究センター発行
福岡市発行「福岡市新・基本計画」 平成16年5月発行
福岡市発行「アイランドシティなんでもQ & A」平成10年発行
週刊文春2006年6月1日号「ニュースの考古学 猪瀬コラム」
オリンピック招致に関するパンフレット作成業務委託契約書，その他

イ 福岡市職員措置請求書の末尾に記載されていないが添付されていたもの

(ア) オリンピック招致に関するパンフレット

(イ) オリンピック招致に関する「Q & A」

2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成18年7月21日に請求人の児嶋研二氏，清原明氏及び名和田茂生氏から陳述を受けるとともに，「平成18(2006)年7月21日付け福岡市職員措置請求に関する意見陳述(福岡市長のオリンピックパンフレット製作費返還に関する措置についての住民監査

請求)」と題する書面の提出を受けました。

また、同日に以下の新たな証拠の提出を受けました。

- (1) 平成 17 年 10 月に福岡市職員が長野市役所を訪問して入手した「長野県冬季オリンピック白書」長野県地方自治研究センター発行
- (2) 2006 年 6 月 21 日付け朝日新聞記事
- (3) 2005 年 11 月 30 日付け西日本新聞記事
- (4) 福岡市が集計したオリンピックに関するアンケート調査
- (5) 2006 年 6 月 20 日付け西日本新聞記事
- (6) 2000 年 1 月 20 日付け西日本新聞記事
- (7) 2001 年 10 月 11 日付け西日本新聞記事
- (8) 総務省地方分権 21 世紀ビジョン懇談会（第 5 回及び第 9 回）に提出された資料
- (9) 2006 年 4 月 25 日付け朝日新聞記事
- (10) 2006 年 7 月 18 日付け西日本新聞記事
- (11) 1998 年 12 月 3 日付け西日本新聞記事

第 2 要件審査

請求人は福岡市の住民であること、財務会計上の行為について監査を求めていること、必要な措置についての記載があること、請求期間の要件を満たしていること、市に損害発生の可能性があることなど、住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第 242 条に規定された要件等については満たしていることを確認しました。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査の対象となる財務会計上の行為について

平成 18 年 6 月 30 日提出の住民監査請求において監査を求められた、次の 5 件の支出負担行為（以下「本件 5 件の支出負担行為」といいます。）を監査の対象とします。

ア オリンピック招致に関するパンフレット作成業務委託（契約日：平成 18 年 4 月 5 日、履行期間：平成 18 年 4 月 6 日から同年 5 月 9 日まで）

イ オリンピック招致に関する「Q & A」リーフレット作成業務委託（支出負担行為年月日：平成 18 年 4 月 13 日）

ウ 市民向けパンフレット（支出負担行為年月日：平成 18 年 5 月 26 日）

エ 市民向けパンフレット（支出負担行為年月日：平成 18 年 5 月 15 日）

オ 「Q & A」（支出負担行為年月日：平成 18 年 5 月 22 日）

(2) 着眼点

ア 本件 5 件の支出負担行為に関し、違法又は不当な点があるか。

イ 本件 5 件の支出負担行為に関し、決裁権限を有する職員の違法又は不当な行為によって、市に損害が発生しているか。

ウ 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

2 事情聴取

(1) 関係職員の陳述

平成 18 年 7 月 21 日に，市民局理事及び市長室長ほか関係職員から陳述を聴取しました。

(2) 関係職員聴取

市民局及び市長室の関係職員から事情を適宜聴取しました。

第 4 監査の結果

1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については，次のとおりです。

(1) 本件 5 件の支出負担行為及びそれに基づく支出について

本件 5 件の支出負担行為及びそれに基づく支出の内容は，以下のとおりです。

平成 18 年 8 月 21 日現在

	件名	支出負担 行為日	支出負担行為額	数量	納品日	支出日	支出額
	オリンピック 招致に関する パンフレット 作成業務委託	平成 18 年 4 月 5 日	円 945,000	部 10,000	平成 18 年 5 月 9 日	平成 18 年 7 月 31 日	円 945,000
	オリンピック 招致に関する 「Q & A」 リーフレット 作成業務委託	平成 18 年 4 月 13 日	262,500	10,000	平成 18 年 5 月 9 日	平成 18 年 7 月 26 日	262,500
	市民向けパン フレット	平成 18 年 5 月 26 日	99,750	5,000	平成 18 年 6 月 1 日	-	-
	市民向けパン フレット	平成 18 年 5 月 15 日	99,750	5,000	平成 18 年 5 月 18 日	-	-
	「Q & A」	平成 18 年 5 月 22 日	81,900	5,000	平成 18 年 5 月 25 日	-	-
計			1,488,900				1,207,500

なお，上記の支出負担行為は，福岡市事務決裁規程（昭和 51 年福岡市達甲第 7 号）の規定に基づき，及びについては市長室広報課長，及びについては，市民局オリンピック招致準備担当課長（総務担当）の決裁で行われていました。

また、及びについては新規に作成したものであり、及びについてはの、についてはの増刷分であり、市民への説明用などとして作成されていました。

、及びについては、契約業者から財政局への登録内容（商号・名称など）の変更手続きが遅れているため、平成18年8月21日現在、支出がなされていませんでした。

2 事情聴取の結果

本件5件の支出負担行為に関して、関係職員の陳述及び関係職員聴取を行った結果は、以下のとおりです。

(1) 市民局の説明

ア パンフレット及び「Q & A」の内容に係る請求人の主張に対する考え方について
(ア) 市民の最も大きな関心である「なぜ、福岡市で五輪を行わなければならないのか」について

21世紀の新たな時代、東アジアの経済的な成長がめざましく進展し、アジアの大交流時代が到来する中、この潮流に的確に対応するため、今の福岡の魅力や特性を維持しながらスポーツや文化をはじめ様々な交流を通じアジアや世界において独自の新たな役割を担うため、さらなる飛躍を図る時期にある。

オリンピックの招致・開催は、さらに「住みやすく」「活力あるまちづくり」を進め、将来の本市の魅力と活力にあふれたまちづくりの一大契機とするものである。

本市では現在、就労人口の流入が続き、今後も税収の拡大が見込まれているこの時期に、将来のまちづくりのために必要な投資を行い、進行化する少子高齢化社会における地域や福祉など身近な市民生活のニーズに対応していきたいと考えるものである。

また、2003年のIOC総会において報告された「ゲームズ・スタディ・コミッション」では、大会の規模は危機的規模になっており多くの都市での開催を拒むことになりかねないとの考えから、オリンピック競技大会の開催に際し、規模や経費を削減するために既存施設・仮設の利用や競技会場の集積など、110項目をこえる提言が行われている。

なお、ゲームズ・スタディ・コミッションとは、ジャック・ロゲIOC会長により設立された委員会で、その目的はオリンピック大会の規模を分析し、今後の大会の開催に際し、規模、複雑さ、経費等についての提案をすることであり、2002年のIOC総会で中間報告が、2003年のIOC総会で最終報告がなされた。その報告において、会場や施設、大会運営、資格認定者数、サービスレベル等について規模や経費を削減するための110項目をこえる提言がなされた。

(イ) 市民への影響について

維持管理費は同等レベルの競技場を参考にしたもので、意図的に数字等を操作したものではない。また、選手村やメディアセンターなどは、民間事業者が建設し後利用する施設の活用を考えている。したがって、オリンピック開催後の維持費は民間事業者が負担するものであり、大阪市の計画でも算定されていない。

直接雇用や市民所得の増加については、過去のオリンピックの事例によると、雇用の創出、失業率の低下、観光客の増大、観光産業の振興などの経済効果が出ている。

オリンピックの開催は大きな意義があるが、課題もあると考えている。そのため、IOCとしては、将来のオリンピックのあり方に関する提言を行っている。

福岡でのオリンピックの開催計画は、このIOCの提言をふまえ、地方都市での開催にふさわしい計画を策定したものであり、今後とも、これまでの課題を最大限に解決できるように取り組みたいと考えている。

また、国内におけるテロ対策については、平成13年10月8日に緊急テロ対策本部が設置され、同年10月12日には「国内テロ対策等に関する関係省庁会議」により、出入国管理・国際的な情報交換・テロ資金の動向把握等の重点事項が示され、関係省庁をはじめ各自治体においてもテロ対策の取り組みが進められている。

こうした取り組みは、国民の生命と財産を守るために日常的に必要な活動であり、オリンピック大会時においてもテロ対策は国を中心に行うものであり、過去の大会においても各国の責務として実施されている。

また、大会の運営母体である組織委員会の安全対策(テロ対策を含む。)については、開催概要計画書に記載しているとおり、各会場における自主警備はもとより国及び各関係機関と密接に連携し万全な対策を構築し、平和の祭典にふさわしい安全で快適な大会運営を目指している。

なお、大会運営の自主警備にかかる費用の積算は、長野、北京、ロンドンと比較しても遜色ないものである。

(参考：安全対策経費)

長野 約10億円、北京 約57億円、ロンドン 約42億円
福岡 53億円

(ウ) 「福岡市新・基本計画」と「須崎ふ頭再開発」等について

須崎ふ頭を含む都心部ウォーターフロント地区のまちづくりについては、天神地区との近接性などから都市的活用への潜在価値は高く、昭和62年策定の福岡市基本構想やそれ以降の基本計画など、以前からその必要性は示されていたものである。

平成15年3月に策定した新・基本計画(全市編)では、政策目標7『「楽・住・職」の融合した美しい都市となる』において、都心部ウォーターフロント地区は「海の玄関口としての港湾機能や、コンベンション機能、業務機能の充実を図るとともに、海に開かれた快適な空間づくりを進めます。」と記述されている。

また、この新・基本計画に基づき、平成18年6月に官民共働の策定委員会から

提言を受けた「新・福岡都心構想」では、中央・博多・須崎の3つのふ頭を一体的にとらえ「都心部ウォーターフロント地区」として、今後、アジアや九州との一層の交流拡大を視野に入れ、港湾機能との調和を図りながら、海に開かれた新たな都心の展開、アジアにつながる人の港の機能強化、海辺を活かした都市空間の創出など、港と街が一体となった海に開かれたまちづくりが提案されている。

福岡市はこれまで、歴史的にも、地理的にも「博多湾」に都市発展の場を求め、豊かな自然と都市的魅力が共存するまちを築いている。

百道地区においては、1989年の「よかトピア」を契機として、約8千人の人々が住み、約1万人の人々が働き、マリゾンやドームなど新たな観光スポットを備えた職住遊のまちが誕生している。また、アイランドシティでは、世界・アジアとのゲートウェイである博多港における大水深の港湾施設の整備と併せて、新たに生まれる都市空間を活用して「先進的まちづくり」や「新しい産業の整備」を進めるなど、社会情勢の変化を的確に捉えながら着実に成果を上げている。

都心部ウォーターフロント地区の博多～中央ふ頭については、年間600万人もの人々が集い、ベイサイドプレイス、博多港国際ターミナル、国際会議場やマリメッセなどが立地し、本市の海の玄関口にふさわしい「みなとづくり」が進められている。

特に、須崎ふ頭については、天神地区との近接性や海に面した地区の特性などから、商業・業務や居住地域としての潜在価値が高く、さらに、広域集客機能などを活かした新たなまちづくりを通じて、様々な施設用途としての高い需要があるものと考えている。

福岡市の将来人口推計は、2025年まで増加する見込みであり、国（国立社会保障・人口問題研究所）の予測では、本市の推計を上回る結果も示されている。また、九州新幹線の全線開業やアジア経済の発展に伴う交流人口の増大も予想される。

このようなことから、福岡・九州オリンピック招致推進委員会に設けられた「須崎地区事業化検討委員会」において、「須崎地区のポテンシャル、将来の街づくりへの貢献などの観点から、再開発に取り組む価値があるものと思われる」との報告をいただくとともに、投資や不動産の専門家から、国内外の優良投資家が興味を示す可能性が高く、潜在価値が高いことから、事業可能性のあるものとの見解をいただいている。

しかしながら、長期に亘る大規模な開発であることから、過去の経験も十分に踏まえ、段階毎に事業を検証し、その結果に応じて見直していく仕組みの導入など、経済情勢の変化などに柔軟かつ的確に対応しながら、事業に取り組むたいと考えている。

なお、本市の共同住宅（3階以上）の供給については、建築着工統計によると、過去5年間（平成12年度～同16年度）平均で約14,700戸/年（分譲約5,500戸、賃貸約9,200戸）となっている。

(I) 財政問題について

本市は平成 11 年度以降、市債発行額の抑制に努めており、平成 18 年度一般会計当初予算においてはピーク時の半分以下の額にとどめている。この結果、平成 17 年度及び同 18 年度の 2 カ年連続で市債残高は減少しており、今後もこの水準を維持しつつオリンピック開催に伴う市債発行を加えた場合でも、市債残高は減少していく見込みである。

特別会計、企業会計の市債残高も、地下鉄や下水道をはじめとして、主要な事業の完了・進捗などにより、今後 10 年間で約 3,000 億円減少する見込みであり、全会計では平成 17 年度末で約 2 兆 7,000 億円の市債残高が、約 4,000 億円減少する見込みである。

なお、全会計での市民一人あたり市債残高は約 197 万円であるが、このうち約 144 万円は料金収入や地方交付税等により返済するものであり、市税等で返済するものは約 53 万円である。

また、実質公債費比率については、平成 18 年 7 月 28 日に総務省から算定結果（速報）が公表された。これによると、福岡市の実質公債費比率は 21.9%で、政令市の中で 4 番目の高さになっている。

平成 16 年度決算において、同種の指標としてこれまで活用されてきた「起債制限比率」は、61 都道府県・政令市の中で 3 番目の高さであるが、「公債費」と同じ「義務的経費」である「人件費」については、歳出総額に占める割合が 61 都道府県・政令市の中で最も低く、「人件費」「扶助費」「公債費」を加えた「義務的経費」の割合でも、61 都道府県・政令市の中で 4 番目の低さとなっており、本市の財政健全性について総合的に評価すれば、他都市と比べて劣るものではない。

イ パンフレット及び「Q & A」の正当性について

パンフレット及び「Q & A」の作成については、本市の重要施策であるオリンピック招致に関する意義や考え方を市民にわかりやすく周知・説明するために必要なものであり、これらの作成について不当性や違法性は全くないと考える。記載内容については、市民に理解してもらえようできるだけわかりやすい内容とするため、市民局オリンピック招致準備担当だけでなく、財政局や総務企画局などの関係局と十分協議・調整のうえ作成したものである。

ウ パンフレット及び「Q & A」の適法性について

パンフレット及び「Q & A」については、オリンピック招致に関する市民への理解を促すための活動を補完するものとして作成し、事実と異なる又は不正確な情報により市民に誤解を与えるような内容ではないものであり、「地方財政法第 4 条第 1 項」に違反するものではない。

エ パンフレット及び「Q & A」の掲載内容の決定に至る経緯について

平成 18 年 4 月上旬頃、市長室広報課よりオリンピックの市民向けパンフレット（「Q & A」を含む。）作成の話があった。平成 18 年 4 月中旬頃、市長室広報課でパンフレットのたたき台は作成されたものの、パンフレット及び「Q & A」の策定に当たっては、最新で具体的な情報については市民局オリンピック招致準備担当が把握しているほか、複数の局との調整がいることから、市民局オリンピック招致準備担当がパンフレット及び「Q & A」を取りまとめることになった。

そのため、平成 18 年 4 月中旬から下旬にかけ、総務企画局企画調整部 2 名（企画調整部長、企画係長）、市長室広報課 2 名（課長、広報第 1 係長）、市民局オリンピック招致準備担当 3 名（部長、主査 2 名）の部長、課長、係長の約 7 名（会議により出席人数は異なる）を主要メンバーとした会議を数回にわたり行い内容を詰めていった。

なお、総務企画局企画調整部は、「新・基本計画」や都心部（須崎地区を含む。）の 10 年後のまちづくりの指針である「新・福岡都心構想」の策定を所管していること、「Q & A」に本市の施策の方向や考え方などを記載する必要があったこと、並びにこれらの内容について港湾局計画課及び都市整備局都市計画課と調整すべき立場にあったことからメンバーに加わった。

また、会議出席者以外にも、本市の財政健全化の取り組みの記載を予定していたことから、財政局財政調整課と内容の確認協議を行った。

最終的なパンフレット及び「Q & A」の記載内容は、平成 18 年 5 月 1 日に、総務企画局企画調整部長、市長室広報課長、市民局オリンピック招致準備担当部長が市長に説明し最終確定を行ったものである。

(2) 市長室の説明

パンフレット及び「Q & A」の正当性について

オリンピック招致は本市の重要施策との認識のもと、市政だより等を活用し市民に情報を提供している。パンフレット及び「Q & A」もその一環として関係局から資料の提出を受け広報課で作成したものであり、その正当性については問題ないと考えている。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の調査及び確認、関係職員からの聴取等に基づき、本件請求について次のように判断します。

(1) 本件 5 件の支出負担行為に関し、違法又は不当な点があるか。

住民監査請求において監査を求めることができるのは、地方自治法第 242 条第 1 項に列挙されている違法若しくは不当な当該行為又は違法若しくは不当に怠る事実についてであり、本件の請求では、オリンピック招致に関するパンフレット又は「Q & A」の印刷作成に関する本件 5 件の支出負担行為ということになります。この場合、パンフレット又は「Q & A」の内容としてどのような事項を記載し、それをどのように表

現するかを検討し、決定する行為と、それらを印刷物として作成するために支出負担行為をどのように行うかを検討し、決定する行為とを、分けて考えることが財務会計上の行為又は怠る事実を住民監査請求の対象としている地方自治法の趣旨に合致するものと考えられます。(昭和61年(行ツ)第133号 平成4年12月15日最高裁判所判決等の先行する非財務会計上の行為と後行の財務会計上の行為に関する裁判例等)

このような考え方を、本件の住民監査請求に当てはめた場合、監査委員として判断し得るのは、基本的には財務会計上の行為である本件5件の支出負担行為が適切になされているかということであって、印刷物の中に記された内容・施策が適切であるかということではないと考えられます。このような認識の下、監査の結果に基づき以下のように判断します。

パンフレットや「Q & A」は、市として決定した施策の実現を図るため、その内容について広く理解を求めようとして作成されたものです。このような印刷物は、できる限り少ない枚数で作成されることもその役割を果たすうえで必要なことから、限られた紙面の中で何を記載し、何を記載しないかは、原則として、市民に何を優先して伝えようとするかという市長又はその事務を補助執行する職員の裁量に委ねられています。監査の結果、本件のパンフレット及び「Q & A」の内容は、市民局の職員が、市長室、総務企画局、財政局、都市整備局、港湾局などの関係部署の職員と調整し、それぞれの関係部署がその担当業務に関して市民に何を優先的に伝えるべきかを判断し作成した原稿を取りまとめて編集したものであり、最終的には、市長の了承を得て決定されたものであることが分かりました。また、市長室の職員は、このようにして内容が決定されたパンフレット及び「Q & A」をそれぞれ10,000部ずつ印刷することを目的として本件5件の支出負担行為のうち2件に携わったものであり、市民局の職員は、市長室により一旦作成されたパンフレットを計10,000部及び「Q & A」を5,000部増刷することを目的として残りの3件の支出負担行為に携わったものであることも確認できました。

パンフレット及び「Q & A」には、請求人が指摘するような事項について記載がない部分があることなどは否定できませんが、パンフレット及び「Q & A」が上述のように、市民に何を優先して伝えるべきかという観点から関係部署が作成した原稿を編集して作成されたものであること、及び市長の事務を補助執行する市民局及び市長室の職員による説明からは、本件5件の支出負担行為に携わった職員が当該支出負担行為を行うに当たり、請求人の主張するような事実と異なる事項又は不正確な情報により市民に誤解を与える事項などが含まれていると疑うべきであったといえる事情は存在せず、本件5件の支出負担行為を行ったことが違法又は不当であるとは認められませんでした。

また、オリンピックの招致を決定した市長の判断について、市民に対する説明責任が果たされていないとの趣旨の請求人の主張や市民意見の調査結果において半数を超える市民の反対があるとの報道などには、市当局としても耳を傾けるところがあるにしても、それらの声があることをもって、本件5件の支出負担行為を行うに当たって、市長の事務を補助執行する職員に裁量の逸脱があり、又は本件5件の支出負担行為が公金の支出に値しない違法又は不当なものであるとは認められませんでした。

したがって、本件5件の支出負担行為に関し、違法又は不当な点があるとの結論には至りませんでした。

- (2) 本件5件の支出負担行為に関し、決裁権限を有する職員の違法又は不当な行為によって、市に損害が発生しているか。

上記のように本件5件の支出負担行為に関して違法又は不当な点があるとは認められませんでしたので、当該支出負担行為に基づいてなされ、又はなされる見込みの公金の支出を違法又は不当ということはできません。

このことから、市に損害が発生しているとは認められませんでした。

- (3) 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

本件5件の支出負担行為に違法又は不当な点はなく、損害の発生も認められませんでしたので、市長に対して、本件5件の支出負担行為を行った担当職員らに損害賠償を求めるなどの措置を行うよう勧告する必要は認められませんでした。

4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断します。